

# 阿賀野市財政計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月策定

阿賀野市



# 目次

1	財政計画策定の背景と目的	1
2	第3次総合計画（案）での位置づけ	1
3	計画期間及び対象会計	1
4	計画の見直し	1
5	阿賀野市の財政状況	2
6	財政構造（歳入）	2
7	財政構造（歳出）	3
8	歳入計画値の推計方法	4
9	歳出計画値の推計方法	6
10	財政計画（年度別財政収支計画）	8

## 《参考資料》

11	地方交付税・臨時財政対策債の推移	10
12	一般会計の市債借入額と市債残高	11
13	基金残高	12
14	人件費の推移	13
15	財政健全化判断比率	14
16	財政用語の説明	15



## 1 財政計画策定の背景と目的

財政計画は、持続的で安定した行政サービスの提供を目的として、中期的な財政収支の見通しを明らかにし、今後の財政運営や予算編成などの指針として用いるため、平成30年度から策定を開始しました。

策定時の背景には、合併算定替の終了に伴う普通交付税の段階的な減少や、元利償還金の凡そ7割が普通交付税に算入される合併特例債が発行期限を迎えるなど、将来的に厳しい財政運営が予測される状況がありました。

こうした状況を踏まえ、平成28年度に策定した総合計画では、分野ごとの5つの政策と、それを支える2つの政策（市民協働の推進、信頼される行政経営）を基本軸とした7つの柱に基づく取組を進めることとしており、「信頼される行政経営」の根幹となる取組として、健全な財政運営を位置付けました。

当市では、財政計画を策定し、進捗管理することで、この「信頼される行政経営」の具現化を目指していくこととしています。

## 2 第3次総合計画（案）での位置づけ

令和7年3月に策定を予定する第3次総合計画（案）（以下、「次期総合計画」という。）においても、引き続き、健全な財政運営の堅持に向けた政策の柱を掲げることとしており、本財政計画は、この次期総合計画を上位計画として、その政策を具現化するための手段となる計画に位置付けることとしています。

なお、次期総合計画に基づく取組は、各年度の実績に基づき効果検証と見直しを行うこととしており、本計画についても、年度ごとの社会経済情勢や事業進捗に伴う財政需要を的確に反映させるため、毎年度見直しを進めます。

## 3 計画期間及び対象会計

(1) 計画期間 令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(2) 対象会計 一般会計

## 4 計画の見直し

社会経済情勢の変化や、事業費の変更等による財政需要を踏まえ、計画期間中は年度ごとに見直しを行います。

## 5 阿賀野市の財政状況

歳入の要となる市税収入は、昨今のエネルギーや原材料価格等の高騰の影響を踏まえ、特に法人市民税において低調な推移を見込んでいるところですが、普通交付税については、物価高の社会情勢を反映した単位費用の改正や、国税収入の増加を見込んでいるため、最低限の交付額は確保できることを想定しています。

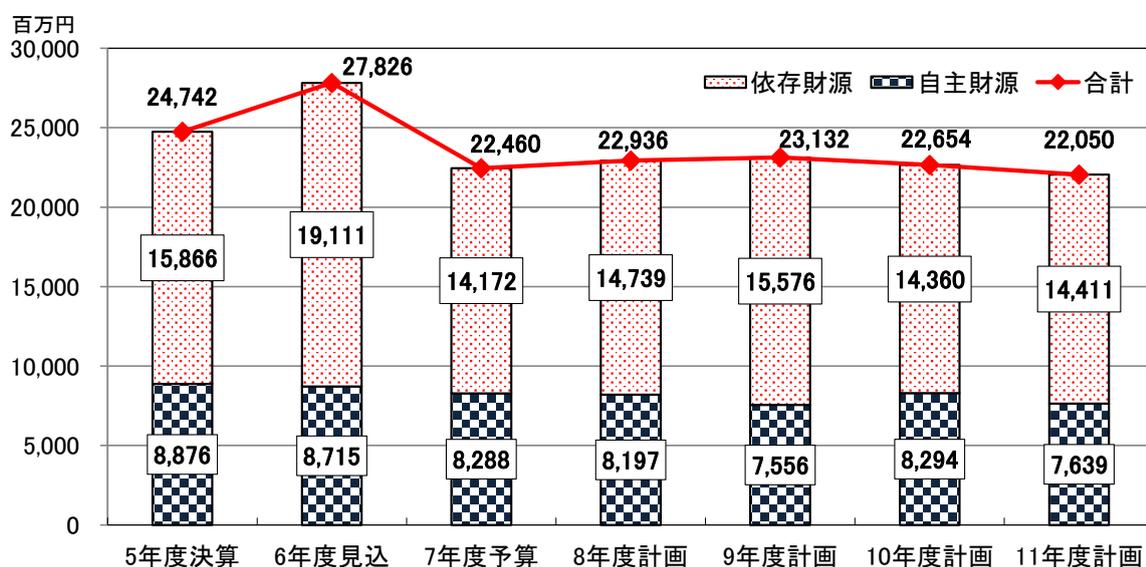
一方で、歳出においては、長引く物価高騰の影響を大きく受け、公共施設等における光熱水費の高止まりが続いており、老朽化による維持補修費の増加と合わせて、維持管理費（経常的支出）が大きな財政負担となっています。

このような財政硬直化の要因を可能な限り圧縮し、政策的事業への財源を確保するため、事業の優先度による取捨選択を進めるなど歳出改革はもとより、自主財源の確保など歳入改革についても推進していくことが求められています。

## 6 財政構造(歳入)

歳入構造の特徴は、自主財源（市税や使用料など）の比率が低く、依存財源（地方交付税など）の比率が高いため、財政上の弾力性が弱いことが挙げられます。

今後は、維持管理費を踏まえた使用料の改正を検討するなど、自主財源の確保に加え、財政調整基金や各特定目的基金への柔軟な積立てにより、依存財源の急激な変化に柔軟に対応できる体力を構築することで、健全な財政運営につなげます。



※主な歳入の推移

単位:百万円

区分	5年度決算	6年度見込	7年度予算	8年度計画	9年度計画	10年度計画	11年度計画
市税	4,957	4,748	4,835	4,833	4,793	4,800	4,807
分担金負担金	28	34	38	33	33	33	33
使用料手数料	137	135	112	120	120	120	120
財産収入	14	12	14	13	13	13	13
寄附金	628	787	762	702	702	702	702
繰入金	1,191	1,181	1,438	1,556	993	1,558	1,021
繰越金	1,361	1,201	200	440	402	468	443
諸収入	560	617	889	500	500	600	500
自主財源	8,876	8,715	8,288	8,197	7,556	8,294	7,639

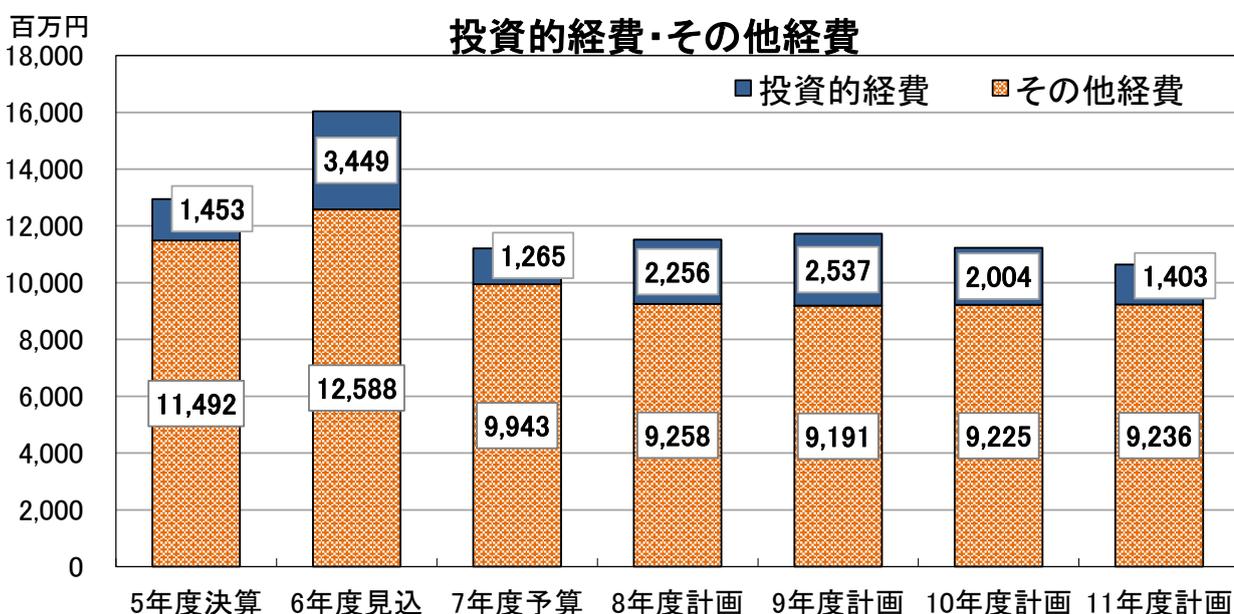
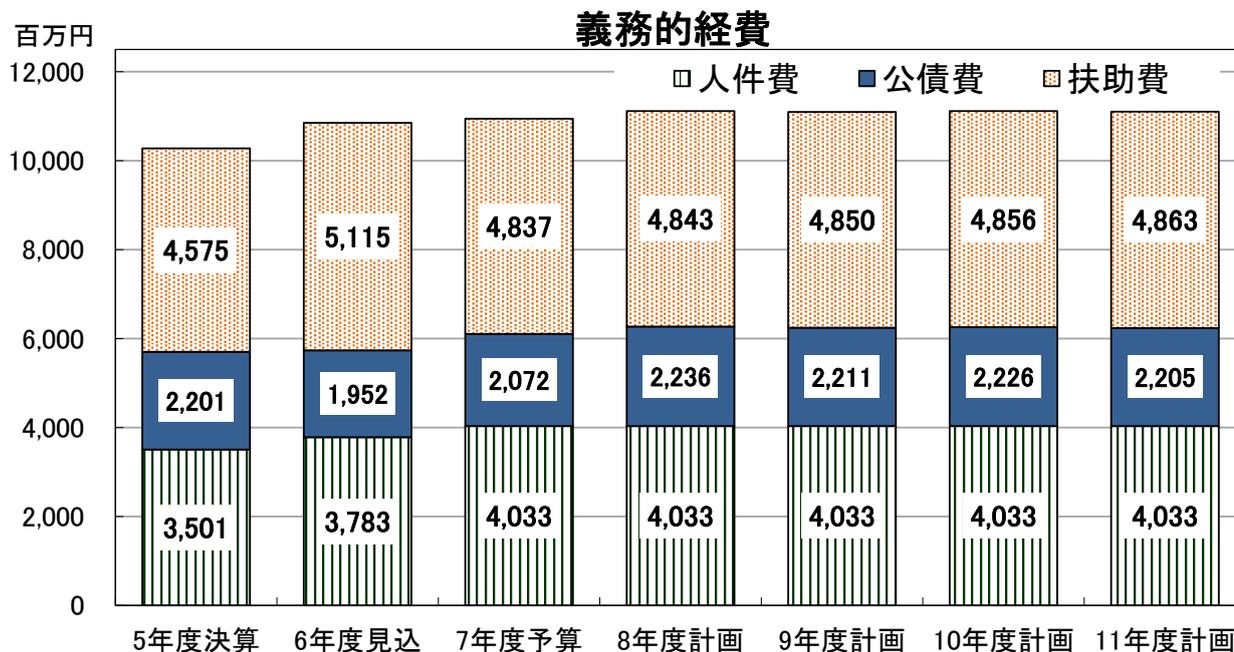
区分	5年度決算	6年度見込	7年度予算	8年度計画	9年度計画	10年度計画	11年度計画
地方交付税	7,319	7,508	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
地方消費税交付金	1,011	1,049	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
国庫支出金	3,760	4,021	3,172	3,460	3,519	3,268	3,056
県支出金	1,737	1,526	1,757	1,829	1,834	1,839	1,844
市債	1,539	4,380	520	719	1,498	528	786
地方譲与税等その他	500	627	423	431	425	425	425
依存財源	15,866	19,111	14,172	14,739	15,576	14,360	14,411

## 7 財政構造(歳出)

義務的経費のうち、人件費は、令和6年度の人事院勧告に基づく正規職員及び会計年度任用職員の給与や報酬等の改定を反映することで、高止まりを想定しています。

公債費は、20億円前後の一定額で推移するよう、年度ごとの借入額を調整していますが、扶助費については、これまで推進してきた子ども・子育て施策の堅持のほか、医療費をはじめとした社会保障関連費の増加が見込まれ、中長期的な増加を予測しています。

投資的経費においても、公共施設等の老朽化に伴う大規模改修費が増加傾向にあり、政策的投資に配分する財源を圧迫しているため、存続すべき施設か否かの取捨選択を進め、投資する施設と抑制する施設のメリハリをつけ、全体事業費の適正なコントロールを図ります。



※投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合わせています。

※その他経費は、物件費(需用費、役務費、委託料等)、維持補修費(道路や公共施設の管理に要する経費)、補助費等(各種団体への補助金、一部事務組合負担金等)、積立金、繰出金などの消費的支出(貸付金・投資及び出資金、予備費を除く)をまとめています。

## 8 歳入計画値の推計方法

区 分	推 計 方 法
市 税	<p>○市民税（個人）：令和8年度以降は、令和7年度予算額から、生産年齢人口（15～64歳）などの減少による減収（△0.5%）を見込んで推計しています。</p> <p>○市民税（法人）：国が示すデフレ脱却による景気好転機運など復調要素を考慮しつつも、令和8年度以降は、慎重な計画値とするため、エネルギー・原材料価格等の高騰を踏まえた令和7年度予算額と同額で推計しています。</p> <p>○固定資産税：令和7年度予算額を基準に、以降の各年度は増収（+0.8%）を見込みつつ、評価替え年度（令和9年度）に限り減収（△1.0%）を考慮し推計しています。</p> <p>○国有資産等交付金：令和7年度予算額から、東部産業団地メガソーラーの減価償却などによる減収（毎年度△12.9%）を毎年見込んでいます。</p> <p>○軽自動車税：令和8年度以降は、令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○市たばこ税：令和8年度以降は、令和7年度予算額における前年度減少率（△5.0%）を踏まえ、喫煙人口減少による減収（△3.0%）を見込んで推計しています。</p> <p>○入湯税：引き続き、宝珠温泉保養センターあかまつ荘の休止による影響を考慮し、令和8年度以降は、令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○滞納繰越分全般：令和8年度以降は、令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p>
地方譲与税 地方特例交付金 地方消費税交付金	<p>○地方譲与税：森林環境譲与税は配分計画に基づき推計し、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税は、令和8年度以降を令和7年度予算額と同等額で見込んでいます。</p> <p>○地方特例交付金：新型コロナウイルス感染症対策減収補填分の終了を見据え、令和9年度以降は、令和7年度の住宅借入金特別税額控除分の予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○地方消費税交付金：令和8年度以降は、令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p>
地方交付税	<p>○普通交付税：令和8年度以降は、物価高の社会情勢や人事院勧告等を反映した単位費用の増加を見込むものの、過大とならないよう令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○特別交付税は、令和8年度以降は、令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p>

区 分	推 計 方 法
分担金・負担金 使用料・手数料	<p>○分担金及び負担金：令和8年度以降は、引き続き第2子の完全無償化による保育負担金の減少を見込むなど、政策的減額を反映した令和7年度予算額ベースで推計しています。</p> <p>○使用料及び手数料：令和8年度以降は、直近の収入状況を反映した令和7年度予算額ベースで推計しています。</p>
国庫支出金 県支出金	<p>○扶助費及び投資的経費に係るものは、歳出に連動して見込んでいます。</p> <p>なお、扶助費に係る児童手当は毎年減少（△2.0%）、障害者自立支援給付費は、毎年増加（+2.0%）、その他の扶助費は令和7年度予算額ベースで推計しています。</p>
繰 入 金	<p>○将来的な負担を考慮し、各年度に予定される事業の目的に合わせて合併市町村振興基金、公共施設等整備基金、あがの市民病院整備基金、ごみ処理施設整備基金などの特定目的基金繰入金を推計しています。</p> <p>なお、財政調整基金は、年度ごとの歳出計画額及び、歳入見込額を参考に、一時的に財源の必要性が生じた場合に機動的かつ柔軟な活用を進めます。</p>
諸 収 入	<p>○令和8年度以降は、令和7年度予算額をベースに経常的な収入として見込まれるものを抽出することで、堅実な計画値として推計しています。</p>
地 方 債	<p>○各年度の市債発行額は、建設事業計画等により計上しています。なお、合併特例債の発行可能期間の終了を踏まえ、令和8年度以降は、交付税算入率の高い市債のみを厳選して発行することを見込んで推計しています。</p> <p>○臨時財政対策債：令和6年度は決算見込額、令和7年度以降は地方財政計画に基づく制度の終了を見込み、借入しないものとして推計しています。</p> <p>※令和7年度地方財政計画における臨時財政対策債は発行額なし。</p>
その他の収入	<p>○利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、法人事業税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金：令和8年度以降は、令和6年度決算見込額を考慮した、令和7年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○繰越金：前年度の歳入歳出差引額としています。</p>

## 9 歳出計画値の推計方法

区 分	推 計 方 法
人 件 費	<p>○正規職員：第4次定員適正化計画期間終了後の令和8年度以降については、計画最終年度である令和7年度の見込み職員数（450人）で固定し、その職員数をベースに、令和6年度の人事院勧告に伴う給与費改定等を踏まえ、推計値としています。</p> <p>○会計年度任用職員：令和8年度以降は、令和6年度の人事院勧告に伴う給与費改定等を反映した増加を踏まえた令和7年度予算額をベースに計上しています。</p>
物 件 費	<p>○令和6年度は決算見込額とし、令和8年度以降は、公共施設等の光熱水費の高騰分のほか、最低賃金の引き上げに伴う委託料等の増額や、好調なふるさと寄附金収入を踏まえた、返礼品費等の増加を見込んで各年度を推計しています。</p>
維持補修費	<p>○直近の物価高騰を踏まえた公共施設等の老朽化修繕や、除排雪費用の実績見込みを反映させるため、令和8年度以降は、令和6年度の実績見込みを踏まえ、前回計画値より増（+12.5%）となる年間4.5億円での推移を想定し、計上しています。</p>
扶 助 費	<p>○令和6年度は決算見込額とし、令和8年度以降は、引き続き、第2子保育料（保育負担金）の無償化及び子ども医療費の無償化等の実施を反映した令和7年度予算額をベースとしながら、児童手当については、毎年減少（△2.0%）、障害者自立支援給付事業費の介護給付費については、実績に基づき毎年増加（+2.0%）を反映させ、推計しています。</p>
補 助 費 等	<p>○令和6年度は決算見込額とし、令和8年度以降は、五泉地域衛生施設組合における広域ごみ処理施設（クリーンセンターあがのがわ）の稼働に伴う、維持管理費負担金の増加を計上した令和7年度予算額を踏まえ、各年度を推計しています。</p>
普通建設事業費	<p>○各部署が所管する公共施設やインフラ設備等について、個別施設計画や、令和6年度現在において、速やかに推進すべき施設設備等の改修要望を集約し、各年度の事業費を推計しています。</p>

区 分	推 計 方 法
公 債 費	<p>○令和6年度は決算見込額とし、令和8年度以降は普通建設事業費に基づく地方債借入見込額及びそれに伴う償還額の試算により推計しています。</p> <p>※公債費には、一時借入金利子と地方産業育成資金県償還金を含んでいます。</p>
積 立 金	<p>○令和6年度は決算見込額とし、令和8年度以降は、ふるさと寄附金の収入見込みに基づくふるさと阿賀野市応援基金、普通建設事業費の推計に基づく特定目的基金への積立及び、各年度の事業量推計に基づく財政調整基金への積立を計上しています。</p>
貸付金・投資及び出資金	<p>○令和6年度は決算見込額とし、令和8年度以降は、令和7年度予算額ベースで推計しています。</p>
繰 出 金	<p>○国民健康保険特別会計繰出金：被保険者数の減少（令和6年度から第一次ベビーブームに生まれた被保険者が後期高齢者医療保険へ移行）の一方で、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加や高度化により、保険基盤安定繰出金等の増額を想定し、令和8年度以降は、令和7年度予算額+3.0%を見込んで推計しています。</p> <p>○後期高齢者医療特別会計繰出金：被保険者数の増加（第一次ベビーブーム世代の加入）を踏まえ、人口推計による65歳以上人口の伸び率を参考に推計しています。</p> <p>○介護保険特別会計繰出金：令和8年度以降は、令和7年度予算額に、第9期介護保険事業計画における年度ごとの介護保険事業費見込みの増加率を乗じて推計しています。</p> <p>○水道事業会計繰出金、病院事業会計繰出金：各会計による今後の事業費見込みにより推計しています。</p> <p>○下水道事業会計繰出金：令和8年度以降は、令和7年3月に改定を予定する最新の下水道事業経営戦略（案）に基づき推計しています。</p> <p>○奨学貸付基金繰出金：令和4年度からの制度拡充を踏まえ、令和8年度以降も、引き続き年間3千万円の積立を計上しています。</p> <p>※繰出金には、奨学貸付基金のほか、畜産振興資金融資基金への積立を含んでいます。</p>

10 財政計画(年度別財政収支計画)

(単位:百万円)

区 分		令和5年度 決算額	令和6年度 決算見込額	令和7年度 予算額	令和8年度 計画値
歳	市 税	4,957	4,748	4,835	4,833
	地 方 譲 与 税	233	229	229	229
	地 方 特 例 交 付 金	90	212	47	47
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,011	1,049	1,000	1,000
	地 方 交 付 税	7,319	7,508	7,300	7,300
	普 通 交 付 税	6,595	6,808	6,600	6,600
	特 別 交 付 税	724	700	700	700
	小計(主な一般財源計)	13,610	13,746	13,411	13,409
	分 担 金 ・ 負 担 金	28	34	38	33
	使 用 料 ・ 手 数 料	137	135	112	120
	国 庫 支 出 金	3,760	4,021	3,172	3,460
	県 支 出 金	1,737	1,526	1,757	1,829
	財 産 収 入	14	12	14	13
	寄 附 金	628	787	762	702
	繰 入 金	1,191	1,181	1,438	1,556
	諸 収 入	560	617	889	500
	地 方 債	1,539	4,380	520	719
	うち臨時財政対策債	74	37	0	0
	そ の 他	1,538	1,387	347	595
<b>歳 入 合 計 ( A )</b>	<b>24,742</b>	<b>27,826</b>	<b>22,460</b>	<b>22,936</b>	
歳	人 件 費	3,501	3,783	4,033	4,033
	う ち 職 員 給	2,339	2,521	2,668	2,668
	物 件 費	3,661	3,336	4,196	3,400
	維 持 補 修 費	297	433	349	450
	扶 助 費	4,575	5,115	4,837	4,843
	補 助 費 等	2,553	4,255	1,546	1,577
	普 通 建 設 事 業 費	1,453	3,449	1,265	2,256
	う ち 補 助 事 業 費	759	2,448	495	1,671
	う ち 単 独 事 業 費 等	694	1,001	770	585
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0
	公 債 費	2,201	1,952	2,072	2,236
	積 立 金	1,417	1,372	765	797
	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	260	250	280	280
	繰 出 金	3,564	3,192	3,087	3,034
予 備 費	0	0	30	30	
<b>歳 出 合 計 ( B )</b>	<b>23,482</b>	<b>27,137</b>	<b>22,460</b>	<b>22,936</b>	
<b>歳入歳出収支差引額((A)-(B))(C)</b>	<b>1,260</b>	<b>689</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

※財源不足に対する主要3基金からの繰入金(再掲)

主要3基金(財政調整基金、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金)	392	597	721	857
-----------------------------------	-----	-----	-----	-----

(単位:百万円)

区 分		令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値
歳 入	市 税	4,793	4,800	4,807
	地 方 譲 与 税	229	229	229
	地 方 特 例 交 付 金	40	40	40
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,000	1,000	1,000
	地 方 交 付 税	7,300	7,300	7,300
	普 通 交 付 税	6,600	6,600	6,600
	特 別 交 付 税	700	700	700
	小計(主な一般財源計)	13,362	13,369	13,376
	分 担 金 ・ 負 担 金	33	33	33
	使 用 料 ・ 手 数 料	120	120	120
	国 庫 支 出 金	3,519	3,268	3,056
	県 支 出 金	1,834	1,839	1,844
	財 産 収 入	13	13	13
	寄 附 金	702	702	702
	繰 入 金	993	1,558	1,021
	諸 収 入	500	600	500
	地 方 債	1,498	528	786
	うち臨時財政対策債	0	0	0
	そ の 他	558	624	599
	<b>歳 入 合 計 ( A )</b>	<b>23,132</b>	<b>22,654</b>	<b>22,050</b>
歳 出	人 件 費	4,033	4,033	4,033
	うち職員給	2,668	2,668	2,668
	物 件 費	3,400	3,400	3,400
	維 持 補 修 費	450	450	450
	扶 助 費	4,850	4,856	4,863
	補 助 費 等	1,588	1,619	1,611
	普 通 建 設 事 業 費	2,537	2,004	1,403
	うち補助事業費	2,105	949	558
	うち単独事業費等	432	1,055	845
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0
	公 債 費	2,211	2,226	2,205
	積 立 金	715	704	704
	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	280	280	280
	繰 出 金	3,038	3,052	3,071
予 備 費	30	30	30	
<b>歳 出 合 計 ( B )</b>	<b>23,132</b>	<b>22,654</b>	<b>22,050</b>	
歳入歳出収支差引額((A)-(B)) (C)		0	0	0

※財源不足に対する主要3基金からの繰入金(再掲)

主要3基金(財政調整基金、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金)	319	568	381
-----------------------------------	-----	-----	-----

## 11 地方交付税・臨時財政対策債の推計

地方交付税は、当市の歳入全体の3割を占める、最も依存度が高い財源であり、交付額は国の地方財政計画等に大きく影響を受けます。

このため、制度改革を的確に捉えつつ、元利償還金への算入率が高い市債を確実にかつ効果的に活用することで、交付額の確保に努める必要があります。

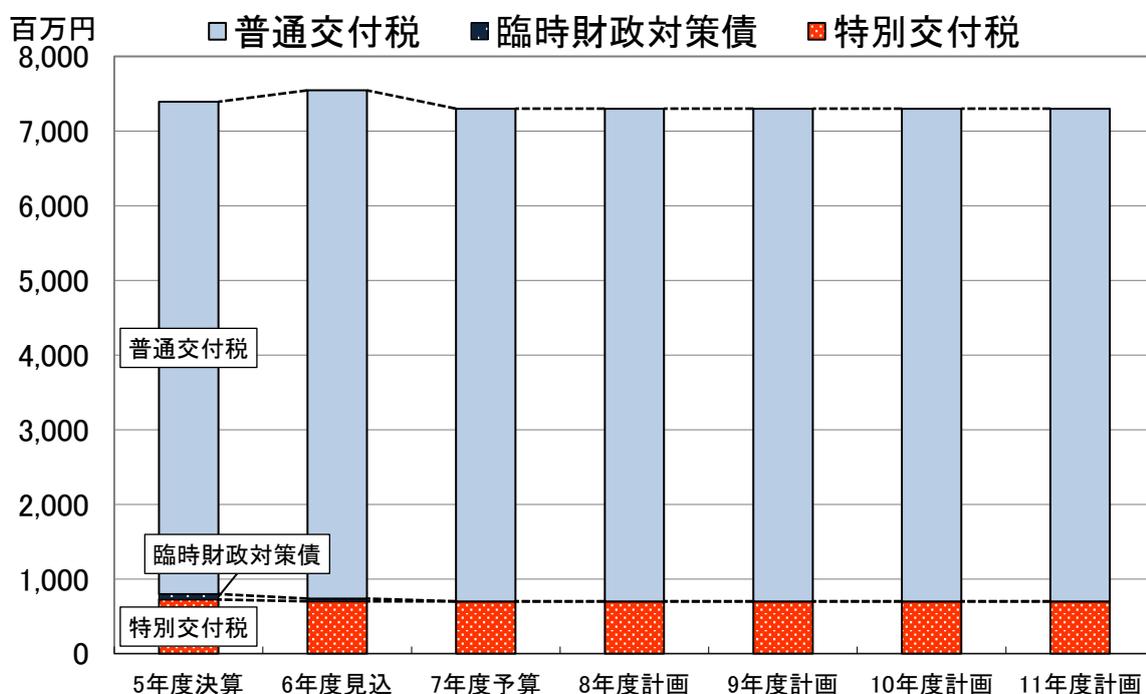
近年の普通交付税は、国税収入の上振れを反映し、追加交付がトレンドとなりつつありますが、国が試算する市税収入の伸び率が高く、追加交付を含めた全体交付額が低迷しているため、今後の見通しも最低限の交付額を見込んでいます。

臨時財政対策債は、令和7年度地方財政計画において、平成13年度から続いた制度の終了を見込んでいるため、本計画では令和7年度以降は借入しないものとして試算しています。

(単位:百万円)

年度	普通交付税	特別交付税	臨時財政対策債	計
5年度決算	6,595	724	74	7,393
6年度見込	6,808	700	37	7,545
7年度予算	6,600	700	-	7,300
8年度計画	6,600	700	-	7,300
9年度計画	6,600	700	-	7,300
10年度計画	6,600	700	-	7,300
11年度計画	6,600	700	-	7,300

### 地方交付税・臨時財政対策債の推移



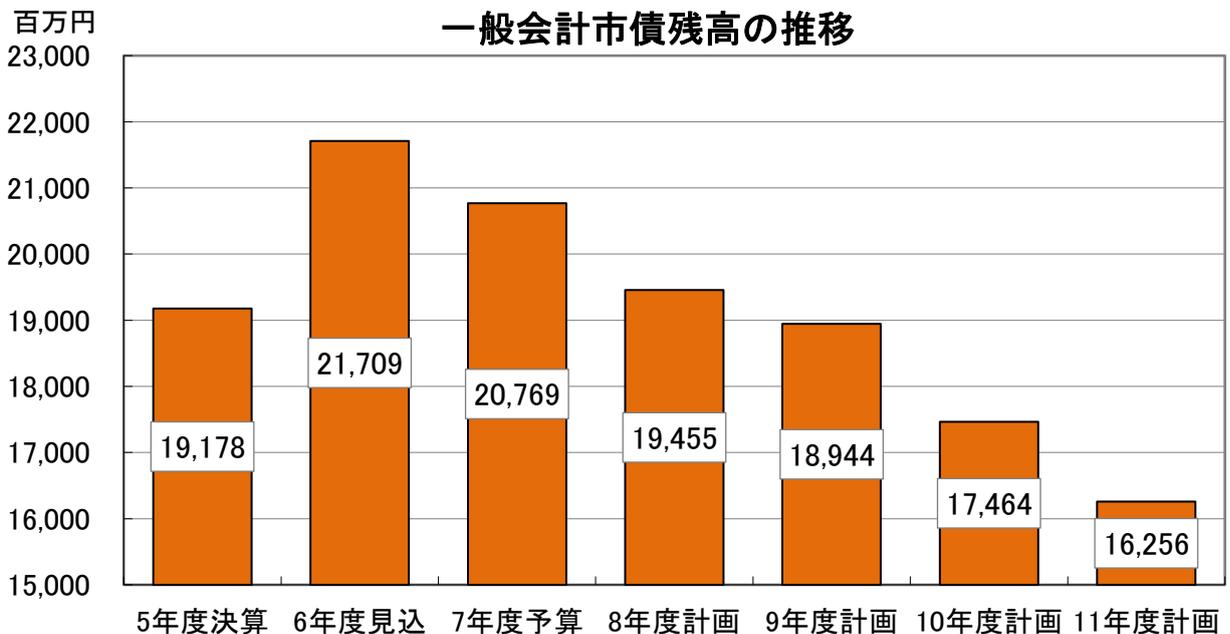
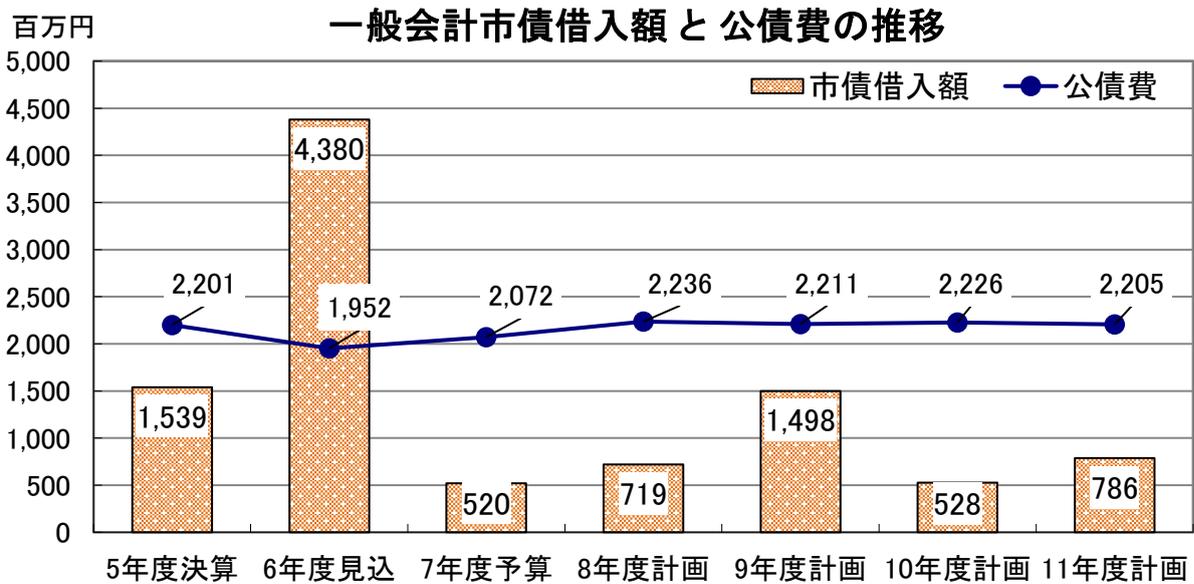
## 12 一般会計の市債借入額と市債残高

市債は、計画的に行われる普通建設事業と、臨時的に行われる災害復旧事業などの投資的経費に充てる財源として、借入を行っています。

合併特例債が発行期限を迎えたことや、日本銀行による政策金利の引上げによる市中金利への動向を考慮し、令和7年度以降は、交付税算入率が高い市債のみを厳選するなど、これまで以上に借入れの精査を進め、計画的に積立してきた基金の活用などを含め、財政指標のバランスを考慮した財源の選択が必要となります。

また、公債費は「金利のある世界」を踏まえ、前回計画値より0.5%程度の金利上昇を見込んで試算しており、後年度の財政負担を慎重に見込むこととしています。

今後は、普通建設事業の精査はもとより、財源として市債を発行すべきか、基金を活用すべきか等を総合的に判断し、健全な財政運営につなげていく必要があります。



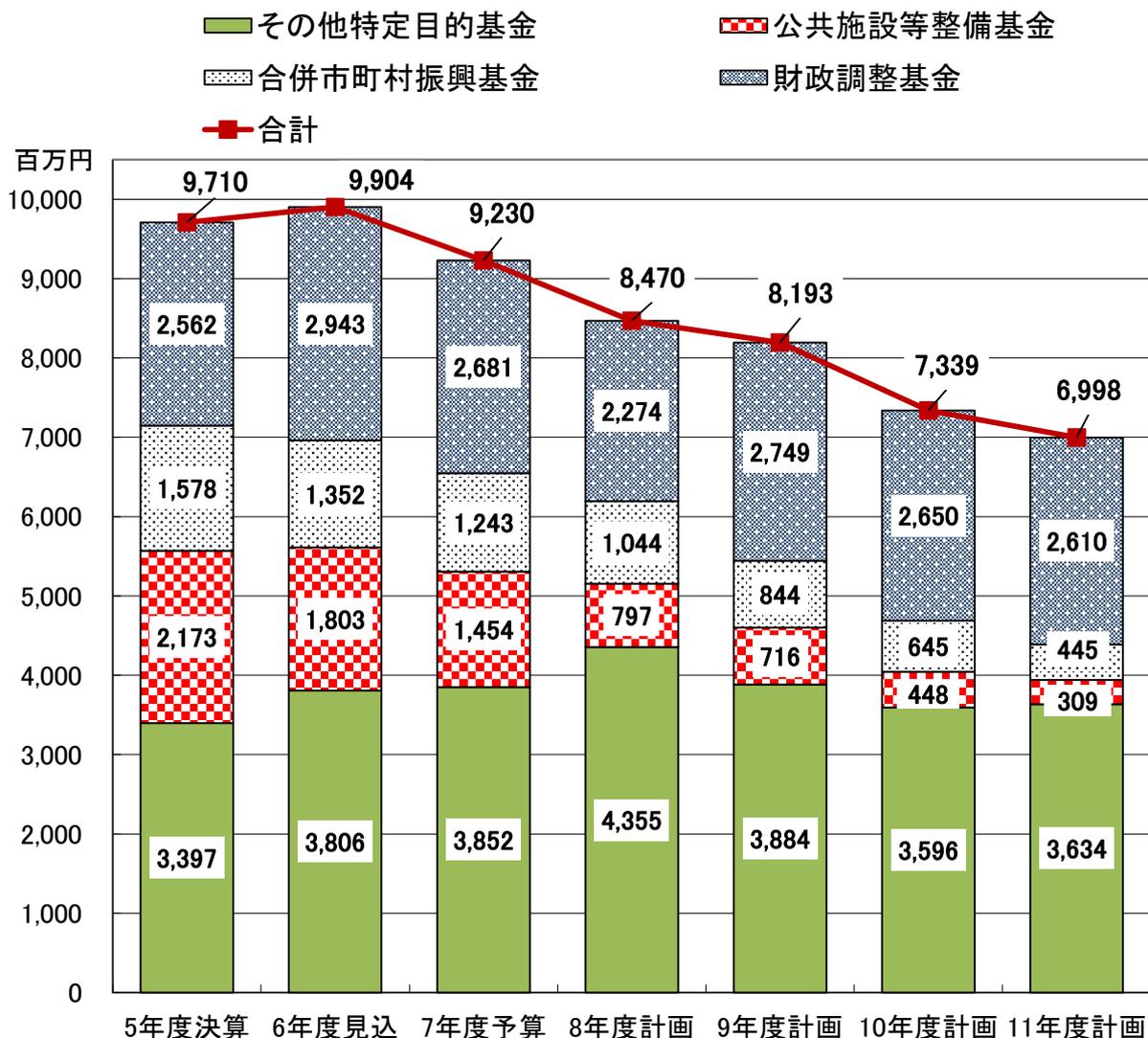
### 13 基金残高

財政調整基金については、令和6年度末までに阿賀野市総合計画基本計画（2021-2024）に掲げる積立目標額を達成する見通しであり、令和7年度以降は、引き続きこの目標額を堅持しつつ、政策的な事業への財源も視野に入れ、柔軟に活用していくことを見込んでいます。

また、ふるさと阿賀野市応援基金については、近年のふるさと寄附金における好調な推移を受け、寄附者の意向に基づき、積極的かつ効果的な活用を推進する方針としています。

一方で、令和6年度の合併特例債の発行期間終了に伴い、借入れする市債を厳選する方針であることや、公共施設等総合管理計画（アクションプラン）に基づく、投資費用や除却（取壊し）費用の増加が見込まれるため、特定目的基金については、これまで以上に活用が増え、基金全体で目減りしていく状況が想定されます。

このため、年度ごとの事業量を見極め、積極的に積立を行うことで、大規模な財政需要に柔軟に対応できる財政基盤の構築を図ります。



※定額運用基金及び特別会計・事業会計基金を除く

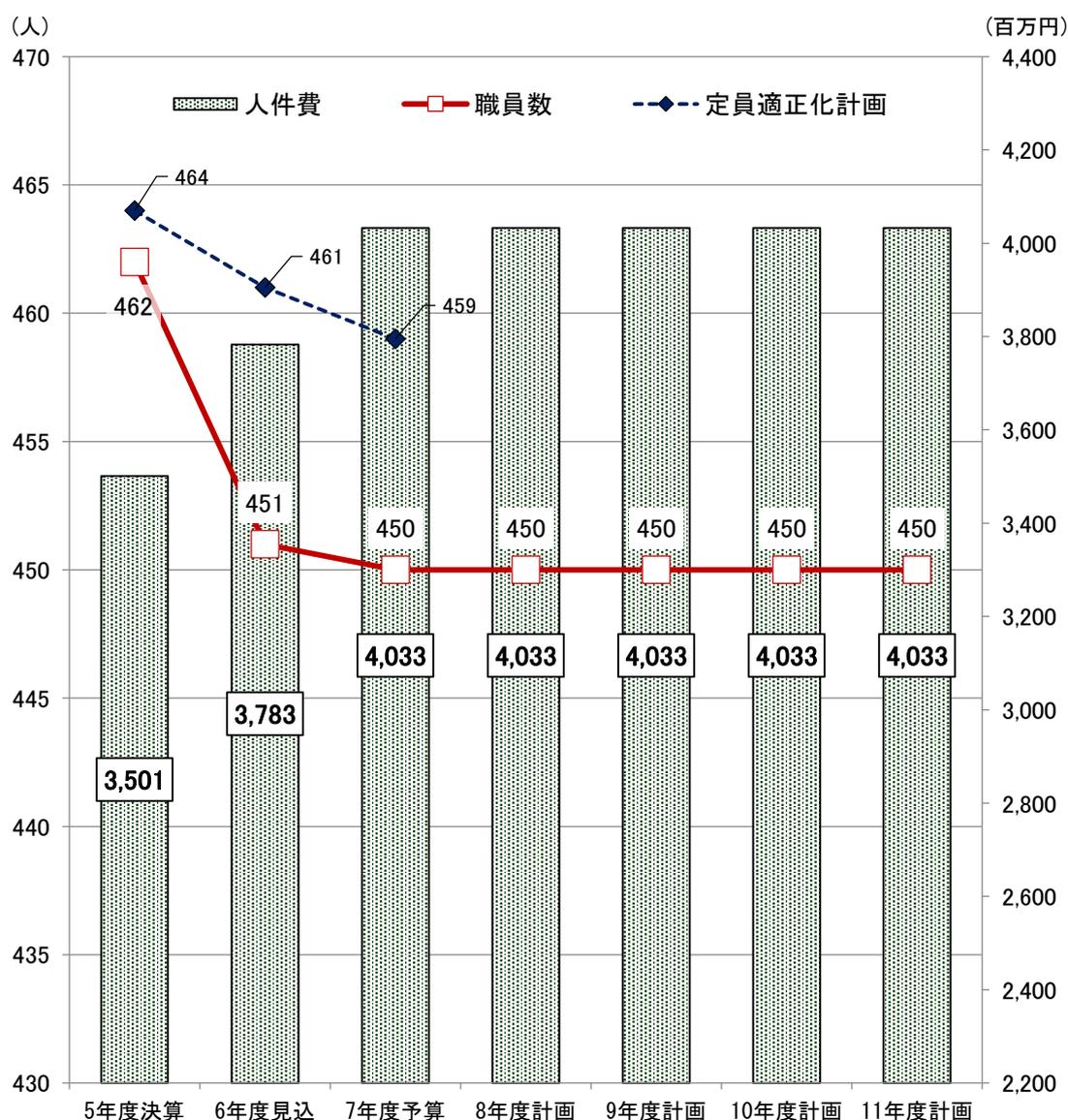
## 14 人件費の推移

常勤職員数は、令和5年度から令和6年度にかけて、退職者数が新規採用者数を大きく上回ったことから減少（△11人）しており、結果的に令和7年度当初見込みにおいても、第4次定員適正化計画（5か年：令和3年度から令和7年度まで）に基づく計画人数を大きく下回る状況を見込んでいます。

人件費については、令和5年度に引き続き、令和6年度においても人事院勧告に基づく給与等支給額の増額改定があったため、令和8年度以降は、この改定を反映した令和7年度予算額ベースで推移を見込み、高止まりの状況が続きます。

常勤職員数と人件費が必ずしも比例しない要因の一つとして、会計年度任用職員に係る費用が増加傾向にあることが挙げられ、市の業務を総合的に評価した中で、会計年度任用職員を含めた総数を管理し、人的リソースの適正配置に努める必要があります。

このため、組織改編やデジタル人材の育成を通じた事務の効率化を推進することで、人件費の適正化を図ることとしています。



※ 人件費は、一般会計の人件費を掲載しています。

※ 職員数は、全職員（特別職を除く）を掲載しています。

## 15 財政健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)

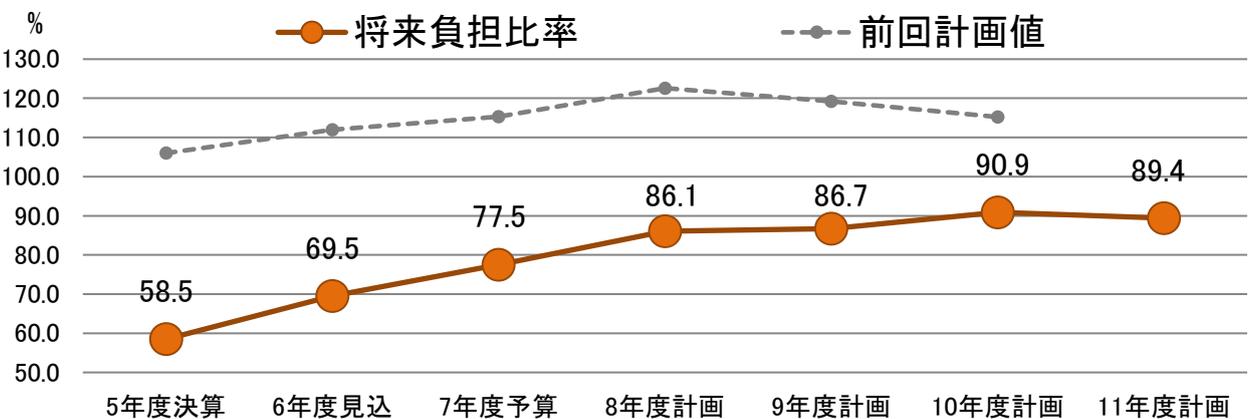
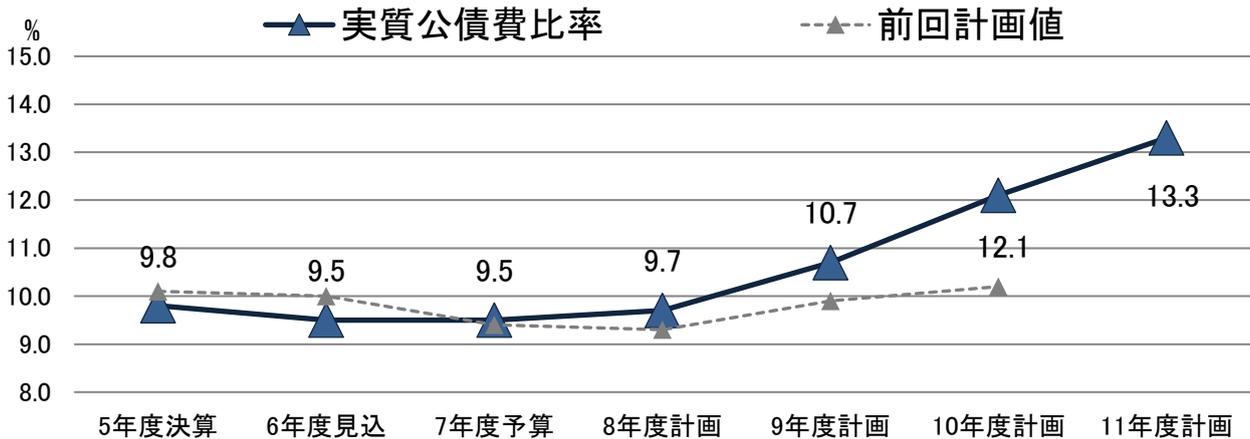
令和5年度決算における財政健全化判断比率は、健全な状況にあります。

実質公債費比率は、五泉地域衛生施設組合の広域ごみ処理施設建設負担金のために借入した市債の元金償還の開始や、合併特例期間の終了に伴い、全体の償還額に対する交付税算入率が低い市債の償還割合が増加するため、上昇を予測しています。

将来負担比率では、特定目的基金の残高について実績に基づく上方修正を行ったことにより、前回計画値と比較し、低位に推移することを見込んでいます。

ただし、小学校プールの再編事業や庁舎施設長寿命化事業など、新たな整備計画に基づく取組の推進に当たり、市債や基金など目的に応じて最適な財源を選択するため、比率については一定の高止まりを予測しているところです。

このため、今後も積極的に基金への積立を行うことで、将来につながる投資への財源を確保しつつ、健全化判断比率の急激な上昇とならないようコントロールを図ります。



### ※実質公債費比率(3か年平均)

一般会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合等(以下「一般会計等」という。)の実質的な公債費が、標準財政規模に対してどれくらいの比率であるかを示す指標。

18%超は起債許可団体、25%超は早期健全化団体、35%超は財政再生団体となります。

### ※将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(公債費や職員退職手当、債務負担行為額など)が、標準財政規模に対して、何年分であるかを示す指標。

350%超は早期健全化団体となります。

### ※標準財政規模

その地方自治体が標準的な状態であるときに、通常収入が見込まれる一般財源の規模を表すもので、当市の令和6年度算定では約132億円となっています。

## 16 財政用語の説明

### 歳入関係

区 分	説 明
市 税	市民や市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金（市民税や固定資産税など）で、一般会計における収入の約2割を占める重要な収入です。
地方譲与税	地方揮発油税、自動車重量税など国税として徴収したものを一定の基準に応じて市に譲与されるお金です。 なお、森林整備のために譲与されている森林環境譲与税の原資として、令和6年度から森林環境税の課税が開始されています。
利子割交付金	預金利子などの所得に課税される利子割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
配当割交付金	株の配当金などに課税される配当割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡によって所得が発生した場合に課税される株式等譲渡所得割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
法人事業税交付金	地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を県が市に対して交付するお金です。
地方消費税交付金	地方消費税の一部を、市の人口や従業員数に応じて県が交付するお金です。
ゴルフ場利用税交付金	市に所在するゴルフ場におけるゴルフ場利用税の一部を、ゴルフ場のホール数と利用料金に応じて県が交付するお金です。
環境性能割交付金	自動車取得時に課税される自動車税環境性能割の一部を、県が交付するお金です。

区 分	説 明
国有提供施設等所在市町村助成交付金	<p>基地交付金対象資産以外の国有資産が所在する市町村の面積に応じて、国が市に対して交付するお金です。</p> <p>※陸上自衛隊の大日原演習場が対象となります。</p>
地方特例交付金	<p>国が減税を行ったことにより、市の税収が減少した分を補うために国が交付するお金です。</p> <p>住宅借入金特別税額控除のほか、令和8年度までは新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減収分についても交付対象とされます。</p>
地方交付税	<p>全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税といった国税の一定割合について、市の財政規模などに応じて国が交付するお金です。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通違反による反則金などの一部を市内の交通事故発生件数や市の道路の延長に応じて、国が市に対して交付するお金です。</p>
分担金・負担金	<p>市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として納めていただくものです。</p>
使用料・手数料	<p>使用料は、行政財産の目的外使用または公の施設の使用に対して、使用者から納めていただくものです。</p> <p>手数料は、特定の事務に要する経費相当分を納めていただくものです。</p>
国庫支出金	<p>国と市が共同で行う事業の経費を、あらかじめ定めた経費負担の区分に基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、補助金、委託金があり、原則として使い道が決められています。</p>
県支出金	<p>県が市に対して支出するお金です。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。国庫支出金と同様、使い道が決められています。</p>

区 分	説 明
財 産 収 入	市が所有している財産（建物、土地など）の貸付け・売払いなどにより得る収入です。公用地の売払収入や基金積立金の利子などです。
寄 附 金	市民の皆さんなどからいただく金銭による寄附です。用途を特定しない「一般寄附金」と用途を特定した「指定寄附金」があります。
繰 入 金	特別会計など他の会計や基金（預金）を取り崩して繰り入れるお金です。
繰 越 金	前年度の決算上余ったために繰り越されたお金です。
諸 収 入	収入の性質により、他の区分（科目）に含まれない収入をまとめたものです。
地 方 債	学校や道路などを建設する場合に多額の経費が必要となる時、その資金を調達する長期的な借入金です。長期にわたって市民の皆さんに利用いただけるので、負担を分け合う働きがあります。
臨時財政対策債	<p>国の地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に不足額を国と地方で折半し、地方分については地方公共団体で地方債を発行して補てんすることとされています。</p> <p>なお、形式的には地方公共団体の借入となりますが、実質的には、元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されます。</p> <p>※令和7年度の地方財政計画に基づき、計画上では令和7年度以降の借入をしないことで見込んでいます。</p>

## 歳出関係

区 分	説 明
人 件 費	正規職員や会計年度任用職員の給料や手当、議員や各種審議会の委員などに支払われる報酬などの経費です。
物 件 費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などが該当します。
維持補修費	市が管理する建物や市道、農林道など公共用施設の修繕や道路の除排雪に要する経費です。
扶 助 費	生活保護法、児童福祉法などに基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費（生活保護費、児童手当など）や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補 助 費 等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間などに対して、行政上の目的により交付する経費です。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。
普通建設事業費	道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる経費です。
災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。
公 債 費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。
積 立 金	特定の目的のために基金に積み立てる経費です。
投資及び出資金、貸付金	公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。経済政策などにより市が企業や個人に必要な資金の貸し付けを行う経費です。
繰 出 金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。





## 阿賀野市総務部企画財政課

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10-15

TEL 0250-62-2510 (代)

FAX 0250-62-0281

E-mail [city-agano@city.agano.niigata.jp](mailto:city-agano@city.agano.niigata.jp)